

人権救済基金運営委員会

人権救済基金 ニュース

Human Rights
Relief Fund
NEWS

第50号

2024.6.17 発行

京都弁護士会

人権救済基金運営委員会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

WEB <https://www.kyotoben.or.jp/>

top news トップニュース

人権救済基金のご利用と ご寄付をお願いします。

京都弁護士会 会長 岡田 一 毅



当会が運営している人権救済基金は、1993年に設置され、すでに30年の歴史を有する基金となっております。当基金は、勝訴の見込みが少なくても裁判自体に、社会的意義や人権の救済に広く役に立つ事件について援助する制度です。

この基金の特徴は、基金のご利用に公益性の要件は必要ですが、勝訴の見込みを必要としないところです。そのため、勝訴の見込みが少なくても人権救済のために、または社会的な意義を持ち、広く問題提起を試みたいときに利用することができます。

先生方におかれましては、弁護士の使命たる基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、是非とも当基金の利用を頂きたいと思っております。1件あたり最大80万円まで援助できます。

最近援助した事件としては、旧優生保護法に基づく被害回復請求事件（2018年）、授業料等返還及び未払賃金等請求事件（2017年）、下鴨マンション建築風致許可取消請求事件（2016年）などがあります。

また、先生方にたくさんご利用頂くためには、基金の安定と充実が重要となります。

2024年4月現在の基金残高は約1105万円ですが、人権問題は年々多様化複雑化しております。さまざまな人権救済の案件に対応しうるためには、当基金の安定と充実が不可欠となります。

当基金は、弁護士会員と市民のみなさまからの寄付によって成り立っております。

先生方にはぜひ基金の維持会員になって頂きたく存じます。また、事件が解決したときや、相続が発生したときなど、寄付に適当な資金がございましたら、少しでもご寄付頂ければとありがたいです。

つい最近もある弁護士会員から多額の寄付を頂き大変ありがたい次第です。

また、お知り合いの企業や府市民の方にも人権救済基金の意義をお伝え頂き、寄付をおすすめ頂きたいと思っております。

第28回法律援助を広げる 市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 林 柚 希

はじめに

令和6年2月10日(土) 午後1時30分より、京都弁護士会地階大ホールにて、「第28回法律援助を広げる市民のつどい」を開催いたしました。

当委員会は、市民の方々に人権救済基金の制度と理念をご紹介するとともに、その支援をお願いすることを目的とし、毎年「つどい」を開催しております。例年、人権救済基金制度の説明のほか、実際に基金が利用された事例のご報告、ミニコンサート、講演を行っており、今年も前年に引き続き、多数の方にお越しいただくことができました。

事例紹介

事例紹介に先立ち、京都弁護士会会長（2023年度）の吉田誠二弁護士よりご挨拶を申し上げ、人権救済基金運営委員会委員長の長谷川純一弁護士より人権救済基金制度のご説明を行いました。



吉田前会長

続く事例報告では、2021年に宇治市ウトロ地区で起こった建造物放火事件の被害者弁護団として活動されていた大杉光子弁護士から、事件の概要や弁護団の



大杉光子先生

活動とともに、同事件の活動に基金が活用されたことをご報告いただきました。

弁護団は、被害者らとの対話を重ね、刑事裁判において、ウトロ地区は「不法占拠」ではないということ、及び、本件をヘイトクライムとして処罰することを、検察官に主張させたいと考えました。

前者について、ネット上ではウトロ地区が「不法占拠」であるとの言説が流されており、本件の被告人も、その言説を見て、ウトロ地区を標的にしたと述べていました。裁判を通じて、被告人が「不法占拠」を理由とする動機を主張し、また、これが繰り返し報道されることで、ウトロ地区が「不法占拠」であるとの誤った認識が広がることは、ウトロ住民に対する二次被害であり、なんとしても避けなければなりません。検察官もこの点に理解を示し、「不法占拠」でないことの証拠を提出してくれ、その証拠を前提に訴訟を進行することが出来たそうです。

他方、後者については、弁護団から大学教授に意見書の作成を依頼し、検察官にその意見書を渡し、繰り返し説明もしましたが、冒頭陳述でも論告でも、検察官は、本件がヘイトクライムであることに言及されま

せんでした。

被害者と弁護団の活動の末、裁判所は、本件犯行が「主として、在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なものであ」と判示し、被害者の精神的苦痛にも言及した上で、求刑どおり懲役4年の判決を言い渡しました。

被害者や弁護団はこの判決を評価したとされつつ、端的に「差別」という言葉を使ってほしかったとの思いも、あわせて報告されました。

ミニコンサート

ミニコンサートでは、和奏人「宴」の皆様、津軽三味線、和太鼓、篠笛、鳴物といった和楽器の演奏と、民謡の歌唱をご披露いただきました。地階大ホールに響き渡る力強い和太鼓の音がとても印象的なコンサートでした。

講演



ミニコンサート

今年は、京都大学防災研究所教授の境有紀先生をお招きし、「震度や津波警報などの防災システムと対応策」と題したご講演をいただきました。

境先生は、まず、これまでに起きた実際の地震の被害調査結果をもとに、強い震度を記録した地域であるにも関わらず、建物倒壊被害が少ない例があることを紹介されました。境先生によると、地震はそれぞれ揺れの周期が異なり、また、人が大きく揺れを感じる周

期と、低層建物・高層建物が大きく影響を受ける周期もそれぞれ異なるため、人の感じ方を基準とした「震度」が大きい場合であっても、建物が大きな影響を受けないことがあるそうです。震度7の地震で倒壊しなかった建物であっても、異なる周期で揺れる震度6の地震で倒壊しないとは限りません。

境先生は、津波予報システムの現状(「大津波」「津波」の予報と同じグレードの津波を観測したのは8.2回に1回)にも言及され、現行の震度算定法・津波予報の精度の低さを認識した上で、震度で被害を判断したり、津波は来ないと油断したりせず、とにかく避難するようお話され、地震の瞬間を生き残るための方法をご紹介されるなど、私たちの身を守るための対応策をお伝えいただき、会場の皆様も興味深く聞き入っていらっしゃいました。

終わりに

最後に、ご支援いただきました市民の皆様には深く御礼申し上げます。

人権救済基金は、皆様からの寄付により成り立っております。今後とも人権救済基金へのご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



人権救済基金事件報告 京都アニメーション放火殺人等事件
での活動報告

弁護士 奥田尚彦

1 京都アニメーション放火殺人等事件の概要

令和元年（2019年）7月18日午前10時30分頃、株式会社京都アニメーション第1スタジオが、同社に恨みをもった男（被告人）によって放火されました。

相当量のガソリンを使った放火であったため、第1スタジオは瞬間に炎と黒煙に包まれ、全焼するに至りました。

このスタジオには、当時、同社の従業員70名が業務に従事しており、この放火によって36名が亡くなりました。

また、34名はスタジオから脱出できましたが、そのうち32名が火傷や脱出時にけがをするなどの負傷をしました。

本件は、明治時代以降で最も被害者が出た殺人事件となりました。

この事件の被告人は、令和2年（2020年）12月16日に京都地方裁判所に起訴され、令和5年（2023年）9月5日から刑事裁判が始まりました。

2 弁護士間の連携

私は、被告人が起訴された時期と同じ頃に、この事件で亡くなられた被害者1名のご遺族から依頼受け、代理人として活動することになりました。

また、私以外にも京都弁護士会所属の弁護士6名が被害者のご遺族の各代理人となりました。

被害者の数に比して京都弁護士会所属の弁護士が7名と少ないように思われるかもしれませんが、これには本件の特殊性にありました。

それは、京都アニメーションの従業員が、全国各地から来られていたという点です。

刑事裁判での被害者による心情の意見陳述でも多くの方が語られていましたが、被害者の方々は、京都アニメーションに憧れ、夢と希望をもって全国各地より同社に就職されていました。

そのため、ご遺族や被害者には、京都だけでなく全国各地の弁護士が代理人に就くことになりました。

ご遺族や被害者の代理人となった弁護士は合計で18名になりましたが、京都の弁護士が中心となって、各弁護士と連携して活動していくことになりました。

3 裁判までの活動

(1) 起訴から実際に刑事裁判が始まるまでに時間が空いていますが、その間に何をやっていたかという点、まず行ったことはマスコミ対応です。

本件は過去に類を見ない未曾有の大事件であったため、マスコミの取材が過熱していました。私が代理人に就いた時には、ある程度マスコミの取材も落ち着き出していましたが、それでも何社かのマスコミが、ご遺族の自宅を訪問していました。

私の方で、各マスコミに対しご遺族から受任したこと、併せて取材には応じられない旨の申し出を行い、これによって、マスコミの取材はなくなりました。

(2) 次に、定期的に担当検察官と面談をして公判前整理手続きの進行の状況を確認していました。その際には、被害者の代理人として刑事裁判に向けての意見を伝えたりもしていました。

(3) また、本件でもっとも気がかりに思っていたのは、被害者やご遺族が裁判への被害者参加や傍聴を希望された際に、その希望どおりに参加や傍聴ができるかという点でした。

本件は、被害者が70名にものぼり、さらにご遺族のことを踏まえると、裁判への参加や傍聴を希望される方は相当多数になることが予想されました。

他方で、京都地方裁判所に限らず、全国の裁判においてこれだけの被害者が発生した刑事事件を取り扱ったことはないため、法廷の収容能力や公開の法廷の原則（憲法82条）からして、全員が参加や傍聴ができるかの問題と不安がありました。

そのため、検察官を通じて裁判所に対し、被害者や遺族が希望すれば、裁判に参加や傍聴をすることができるよう申し出をしました（もちろん、参加や傍聴するための具体的な方法も提案しました）。

そして、裁判所や検察庁も本件の重大性を意識し試行錯誤して法廷内の座席の確保を図り、結果的には、被害者及びご遺族のうち、裁判に参加や傍聴をしたいと希望された場合には全員法廷内に入ることが出来ました。

(4) さらに、裁判所内はマスコミも含め誰もが自由に入出入りできることから、被害者やご遺族が裁判所内

外で声を掛けられることも考えられました。

そういった場合に被害者やご遺族が裁判に集中できない可能性もありましたので、裁判の前後や休廷中に控室を設けてもらうこと等も依頼しました。

これも裁判所、検察庁、京都府警、京都犯罪被害者支援センターの協力により、外部と接触しないような控室が設けられ、さらには何かあった時のために常に担当者が待機してもらえるようになりました。

こういった配慮もあって、われわれ被害者代理人の弁護士も裁判に集中して臨むことができました。

4 裁判での活動

- (1) 新聞報道にもありましたので、ご存知の方も多いと思いますが、刑事裁判は令和5年（2023年）9月5日から始まり判決まで令和6年（2024年）1月25日までの間に合計で23回開かれました。

どの裁判期日においても、被害者やご遺族、代理人弁護士は、被害者参加人（代理人）として併せて50名～70名が出席していました。

本件の主たる争点は被告人の責任能力の有無でした。

責任能力の有無の判断のために行われた主な手続きとして、被告人質問や被告人を精神鑑定した2名の鑑定人の鑑定人（証人）尋問が行われました。

そして、責任能力や量刑について、検事の論告の後に、被害者参加人の独自の論告（弁論としての意見陳述）も行いました。同論告の作成に当たっては、ご遺族の意見も伺い、代理人弁護士同士で何度も意見交換し、裁判員に分かりやすい論告を目指しました。

- (2) 被告人質問では、被告人が生まれてから本件を起こすまでの生活（人生）や本件事件を起こした動機などが明らかになりました。

被告人の犯行動機は、自身が執筆した小説を京都アニメーションに盗用されたということ（これについては被告人の妄想であると判決では認定されています）等で同社に強い恨みを抱き、その恨みを晴らす手段として、同社の従業員を大量に殺害しようと考えたというものでした。

ご遺族や被害者は、身勝手な被告人の動機で大切な家族や仕事の仲間を奪われ、自分の人生も大きく変わることになり、多大な怒りや無念さを持ちながらも、その気持ちをぐっとこらえて、被告人の話を聞いておられました。

われわれ弁護士も被害者参加人代理人として、被告人に直接質問をしたりもしました。

- (3) 裁判の終盤では、被害者による心情の意見陳述が行われました。

ご遺族の意見陳述では、被害者が各々京都アニメーションで働くことを憧れ、努力し、夢と希望をもってアニメーション制作のために全員一丸と

なって働いておられたこと、昨日までいつもと変わらず普段通りに接していた家族が、突如として事件に巻き込まれ生きて再び会うことが出来なくなった無念さなどが語られました。

また、生存被害者についても、何が起こったかわからないまま炎や黒煙等に巻き込まれたりしながら九死に一生を得て脱出できたものの、その恐怖感や苦痛は今なお続いていること、先輩や同僚、後輩を助けることが出来ず自分だけが生き残ってしまったという罪悪感や後悔の念に苛まれていることなどが語られました。

意見陳述が終わり控室に戻ると、意見陳述をされた方に他のご遺族の方が手を握って「頑張ったね」と声をかけたり、亡くなられた方の生前の話をして故人を偲んでいたのが印象的でした。

5 最後 に

- (1) 令和6年（2024年）1月23日被告人に対しては極刑の判決が下されました。

その判決内容では、責任能力について、被告人には妄想性障害による妄想があり、これによる妄想が本件犯行の動機の形成に影響はしているものの、放火殺人という手段の選択にはその影響がなく、本件犯行を起こす直前に逡巡していることや、準備から犯行まで合理的に行動していることなどから、本件犯行当時被告人の犯行を思いとどまる能力が多少低下していた疑いは残るものの、被告人の良いこと悪いことを区別する能力やその区別に従って犯行を思いとどまる能力はいずれも著しく低下していなかったと認められ、被告人は心神喪失の状態にも心身耗弱の状態にもなかったとして、責任能力を認めました。

- (2) 被告人に対してどのような判決が下されようとも、亡くなった被害者が戻ってくることはありませんし、怪我をされた被害者も事件前の心身の状態に戻ることはありません。

しかし、判決の中で、被告人の責任能力が認められたことや、本件において被害者らには一切の落ち度がないと指摘されたことで、ご遺族らも少しホッとされた様子もありました。

- (3) この判決に対して、弁護士及び被告人が控訴をしたので、今後、控訴審が行われることとなります。

- (4) 今回、人権救済基金より援助をいただき、刑事事件記録が大量にあったため、その謄写費用など必要実費に充てることができました。

人権救済基金があったことで、被害者支援に注力することが出来たと思います。

ありがとうございました。

以上

これまで基金で援助した主な事件

1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日米不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇） 発達障害者の窃盗被告事件 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患） 水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件 損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故） 損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件 生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件

2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
2017年	授業料等返還及び未払い賃金等請求事件
2018年	旧優生保護法に基づく被害回復請求事件
2020年	文書不開示決定処分取消等請求控訴事件 児童扶養手当支給停止処分取消請求訴訟 損害賠償請求（台風18号に伴う降雨による水害被害） 行政代執行に対する不服審査請求
2021年	児童扶養手当支給停止処分取消請求控訴訴訟
2022年	非現住建造物等放火被告事件
2023年	優生保護法一時金支給申請事件 京都アニメーション事件 開発許可処分取消請求 特例許可取消審査請求

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。2024年3月末時点での援助件数は、87件です。

2023年度人権救済基金残高

科 目	予 算 額	決 算 額
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
（1）経常収益		
寄付金等	1,400,000	1,131,500
会員寄付金	1,000,000	1,023,000
会員外寄付金	300,000	108,500
償還金等	100,000	0
雑収入	100	19
受取利息	100	19
指定からの振替	0	3,000,000
経常収益計	1,400,100	4,131,519
（2）経常費用		
一般公益事業費	970,000	739,056
各センター活動費	950,000	730,226
雑費用	20,000	8,830
特別公益事業費	3,000,000	2,500,000
人権救済基金援助金等	3,000,000	2,500,000
経常費用計	3,970,000	3,239,056
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,569,900	892,463
評価損益等計	0	0
当期経常増減額	△ 2,569,900	892,463
2. 経常外増減の部		
（1）経常外収益		
経常外収益計	0	0
（2）経常外費用		
予備費	500,000	0
経常外費用計	500,000	0
当期経常外増減額	△ 500,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,069,900	892,463
一般正味財産期首残高	3,164,208	3,164,208
一般正味財産期末残高	94,308	4,056,671
II 指定正味財産増減の部		
一般財産へ振替	0	△ 3,000,000
当期指定正味財産増減額	0	△ 3,000,000
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000	7,000,000
III 正味財産期末残高	10,094,308	11,056,671

人権救済基金 Q & A

Human Rights Relief Fund NEWS Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役に立つような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか

A 2023年度末で、約1,105万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民みなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

なお、先頃解散された「深草の環境を守る会」より多額のご寄付を頂戴しました。お礼を申し上げます。

※寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

寄付先 (郵便振替口座)

京都 01050-3-8313

名称：京都弁護士会人権救済基金

▶ QRコードで簡単アクセス!

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

